

# はかりの定期検査制度について（概要編）

## 1 はじめに

適正な計量の実施を確保するためには、計量において、正確なはかりが供給され、かつ、その精度が維持されたものを使用することが求められます。

香川県では、使用段階にあるはかりの精度や性能を一定の水準以上に維持し、適正な計量の実施を確保するため、高松市を除く地域を対象に、計量法に基づくはかりの定期検査を実施しています（高松市内で使用されるはかりの定期検査は高松市\*<sup>1</sup>が実施しています）。



図1 ばね式指示はかりの検査風景

## 2 検査の必要なはかり

定期検査の対象は、「取引」又は「証明」に使用される非自動はかりです（最小目量の値が10mg未満のものは除く。）。

「取引」に使用されるはかりとしては、

- ・ 商店やスーパーマーケット等で肉や魚等の商品の重さを計量して値付けをするはかり
- ・ 病院や薬局で使用する調剤用はかり
- ・ 荷物運送業で運賃算定用に使用するはかり

\* 1

＜高松市内ではかりをお使いの方の問い合わせ先＞  
高松市くらし安全安心課消費生活センター  
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
TEL:087-839-2067  
e-mail:syouhi@city.takamatsu.lg.jp

等があります。

「証明」に使用されるはかりとしては、

- ・ 健康診断に使用する体重計
  - ・ 乳幼児健診に使用するベビースケールや直線目盛付きばね式指示はかり
- 等があります。

なお、次に示すはかりは、「取引」又は「証明」のための計量に該当しないので定期検査は不要です。

- ・ 一般家庭で使用するはかり（自己の健康管理に使用する体重計や調理用はかり等）
- ・ 製造工場の生産工程中に使用するはかり（製パン製菓等の製造工程中のみで使用するはかり等）
- ・ 反復性、継続性のない取引に使用したはかり（たまたま隣人に米を2kg分けてあげた等）

## 3 取引又は証明に使用できるはかり

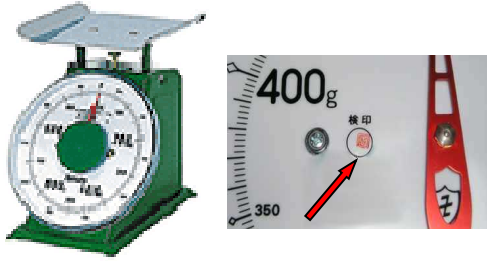
取引又は証明に使用するはかりには、**図2**に示す検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されていることが必要です。



図2 検定証印（左）と基準適合証印（右）

検定証印等が付されたはかりは、社会に供給される段階で、法で定める技術上の基準に適合していることを示します。

検定証印等は小さくわかりにくいものですが、**図3**に示すような箇所が付されています。



(1) ばね式指示はかり



(2) 電気式はかり

図3 検定証印等の打刻位置

検定証印等のないはかりを、取引又は証明に使用すると、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（又は併科）に処せられることがあります（両罰規定）。

なお、家庭用の一般用体重計、乳児用体重計、調理用はかりには、図4に示すマークが付されています。このはかりには、検定証印等が付されていないため、取引又は証明には使用できません。



図4 家庭用特定計量器基準適合義務表示  
(丸正マーク)

#### 4 はかりの定期検査

検定証印等の付されたはかりであっても、使用している間に、使用環境、使用状況等から、その性能等に変化が生ずるおそれがあります。このため、取引又は証明に使用するはかりは、2年に1回定期検査を受けることが義務付けられています。

ただし、新しく購入したはかりは、証印年月の翌月から起算して、1年以内に実施される定期検査が免除されます。証印年月は、図5に示すとおり、検定証印等に隣接した箇所に付されており、確認することができます。証印年月の年号表記は、平成31年1月以降に付されるものは西暦表記に統一されますが、それ以前のは和暦表記と西暦表記が混在していますのでご注意ください。



図5 証印年月の打刻位置

定期検査を受けなければならないはかりを使用している者が、定期検査を受けないではかりを使用すると、50万円以下の罰金に処せられることがあります（両罰規定）。

#### 4.1 定期検査の実施方法

能力が500kg以下で運搬可能なはかりは、香川県が指定する検査日時、検査会場（各地域の公民館や役場等）で図6のように検査を行います（以下、この実施方法を「集合検査」という。）。



図6 香川県が各地域で行っている集合検査の様子

計量検定所にはかりを持ち込んで検査を受けることもできますが、特段の事情が無い限り、集合検査を受検してください。

車両用はかり（トラックスケール）等、土地や建物に取り付けられており移動が困難なはかりや、能力が500kgを超えるはかりについては、はかりの所在場所で検査を行います（以下、この実施方法を「所在場所検査」という。）。

#### 4.2 定期検査の検査区域と検査年度

集合検査と所在場所検査の検査区域は、検査年度により、次のとおりです。

##### ①集合検査

＜西暦の奇数年度＞

丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市

＜西暦の偶数年度＞

さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡、綾歌郡、仲多度郡

##### ②所在場所検査

＜西暦の奇数年度＞

丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

＜西暦の偶数年度＞

さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡

なお、定期検査の詳細は、毎年1月頃、香川県計量検定所のホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiryu/>）に掲載します。また、前回の定期検査を受検された方には、はがきで事前に通知します。

#### 4.3 定期検査の手数料

定期検査には、条例で定める手数料が必要です。はかりの種類や能力によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

#### 4.4 定期検査の合否

定期検査に合格したはかりには、図7に示す合格シールを貼付します。



図7 香川県の定期検査合格シール（2022年1月の定期検査に合格した場合）

定期検査に合格しなかったはかりは、検定証印等を除去します。検定証印等が除去されたはかりは、取引又は証明には使用できません。

#### 5 代検査（定期検査に代わる計量士による検査）制度

「定期検査に代わる計量士による検査」は、計量士が行う検査で合格したはかりについて、一定の手続きのもとに定期検査を免除する制度であり、「代検査制度」と呼ばれています。この制度は、定期検査受検者の利便性を図り、専門的な知識と技術を有する計量士の能力を

活用することにより、使用中のはかりの精度と性能を維持し、適正な計量の実施を図るためのものです。

## 5.1 代検査の実施時期と届出期日

代検査は、香川県が定期検査を実施する期日（以下「実施期日」という。）前の1年間に行う必要があります。定期検査の実施期日は、検査区域や実施方法により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

## 5.2 代検査の届出手続き

代検査に合格したばかりには、計量士が図8に示す合格シールを貼付します。また、計量士がはかりの使用者に対して、検査に合格した旨を記載した証明書を交付します。



図8 代検査の合格シール  
(2022年1月の代検査に合格した場合)

はかりの使用者は、「定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書」に必要事項を記載のうえ、計量士が交付した証明書を添えて香川県計量検定所まで届け出ることにより、定期検査が免除されます。なお、証明書は、原本でも写しでもかまいません。

届出書の様式と記載例は、香川県計量検定所のホームページからダウンロードできます。

「計量法関係様式」において、「定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書」をクリックしてください。

## はかりの定期検査制度について（Q&A 編）

### 検査について

**Q：検査時間はどれくらいかかりますか。**

**A：**能力 30kg 以下のばね式指示はかりであれば、5分程度で検査は終了します。ただし、集合検査は時間によって混み合うことがあり、その場合は、お待ちいただくことがあります。

**Q：検査に合格すると、次回の検査まで、はかりの精度が保証されるのですか。**

**A：**定期検査は、使用中のはかりの精度や性能を確認するための検査であり、次回検査までの精度や性能を保証するものではありません。

### 検査手数料について

**Q：検査に合格しなかった場合、支払った手数料は払い戻されるのですか。**

**A：**不合格の場合であっても、手数料の払い戻しは行いません。

**Q：手数料を振り込み等により後払いにしたいのですが可能でしょうか。**

**A：**集合検査や所在場所検査の手数は、国又は地方公共団体を除き、現金による前払いとなります。

### 定期検査の受検義務について

**Q：はかりをアナログ式からデジタル式に買い換えました。定期検査は必要でしょうか。**

**A：**定期検査の対象は、取引又は証明に使用されるはかりです。アナログ式か、デジタル式かに関わらず、取引又は証明に使用するはかりは、定期検査を受けなくてはなりません。ただし、新しく買ったはかりは定期検査が免除される場合があります。

**Q：身長体重計を使用して健康診断を行っています。身長体重計は定期検査の対象になりますか。**

**A：**身長体重計のうち、体重計の部分が定期検査の対象になります。

**Q：乳児健診に、デジタル式のベビースケールと、懸垂して使用する直線目盛付きばね式指示はかりの両方を使用しています。定期検査は、どちらか一方のはかりだけ受ければよいのですか。**

**A：**取引又は証明における計量に該当しますので、両方とも定期検査を受ける必要があります。

**Q：焼き芋のはかり売りに使用するはかりがあります。冬場にしか使用しませんが、定期検査を受ける必要がありますか。**

**A：**使用時期や使用頻度にかかわらず、取引又は証明に使用するはかりは定期検査を受けなければなりません。

**Q**：分銅を購入して、毎月、はかりの点検を自主的に行っています。このはかりは定期検査を受けなければなりませんか。

**A**：定期検査は、計量法で定められた法定検査です。適正計量管理事業所の指定を受けた事業所を除き、自主検査を行っていることを理由に、定期検査が免除されることはありません。

**Q**：はかりは、常時使用している物が1台、そのはかりが壊れた時の予備として1台の計2台あります。定期検査は常時使用しているはかり1台だけ受ければいいですか。

**A**：定期検査を受けていない予備のはかりを、取引又は証明に使用すると計量法違反となります。予備のはかりをいつでも取引又は証明に使用できるようにしておくためには、予備のはかりも定期検査を受けておく必要があります。

**Q**：私の勤務する会社は計量証明事業所の登録を受けています。当社で使用するはかりは定期検査を受ける必要がありますか。

**A**：計量証明の事業の登録を受けた者が計量証明に使用するはかりは、計量証明検査を受けるため、定期検査は免除されます。ただし、それ以外の取引又は証明に使用するはかりについては、定期検査を受ける必要があります。

**Q**：私の勤務する会社は適正計量管理事業所の指定を受けています。当社で取引又は証明に使用するはかりは定期検査を受ける必要がありますか。

**A**：適正計量管理事業所の指定を受けた事業所において取引又は証明に使用するはかりは、計量士による検査が義務付けられているため、定期検査が免除されます。

**Q**：食品の製造工程で原料等の配合量を決めるために使用しているはかりがあります。定期検査を受ける必要がありますか。

**A**：添加量や配合量をはかりで決定するだけであれば、当該行為は取引又は証明のための計量に該当せず、定期検査を受ける必要はありません。しかし、添加物量や配合量（はかりの測定値）を、製品に記載する場合や契約の要件とする場合は取引又は証明のための計量に該当し、定期検査を受ける必要があります。

**Q**：食料品を自動充填機でビン詰めしています。自動充填機に使用されるはかりは定期検査の対象になりますか。

**A**：定期検査の対象は非自動はかりです。自動的に充填しながら、重さを同時に計量するはかりは自動はかりのため定期検査の対象外です。

**Q**：袋詰め製品をダンボール箱に詰めて出荷していますが、ダンボール箱への詰め込み数量をはかりで確認しています。このはかりは定期検査の対象になりますか。

**A**：単なる詰め込み数量の管理であり、当該はかりは定期検査の対象にはなりません。

**Q**：飲食店を営んでいます。定食のごはんの量を、質量（g）でメニューに明記しています。このとき、ごはんの量を計るはかりは、定期検査の対象になりますか。

**A**：取引又は証明のための計量に該当しますので、定期検査の対象になります。

**Q**：食料品を、はかりで定量計量した後、袋詰めして販売しています。このはかりは定期検査を受ける必要がありますか。

**A**：最終製品に内容量が表記されている場合は定期検査を受ける必要がありますが、内容量が表記されていない場合は定期検査を受ける必要はありません。ただし、商品の種類や包装形態によっては、内容量の表記が法的に義務付けられる場合があります。

**Q**：うどん店を営んでいます。うどんの量は、お客様の希望する玉数により決定していますが、個々のうどん玉の大きさにばらつきがないように、はかりで量を調整しています。このはかりは定期検査の対象になりますか。

**A**：販売単位が玉数であるので、うどん玉の量を計量する行為は単なる目安にすぎません。このはかりは、定期検査の対象になりません。

### 手続きについて

**Q**：新しいはかりを購入したのですが、手続きが必要ですか。

**A**：特に必要はありませんが、取引又は証明のための計量を行うのであれば、はかりに検定証印等が付されていることを確認のうえ、使用してください。また、取引又は証明に使用する場合は、定期検査を2年ごとに受ける必要があります。ただし、初回の定期検査が免除される場合があります。

**Q**：近くの検査会場で初めて定期検査を受けようと考えています。事前に手続きが必要ですか。

**A**：特に必要ありません。はかりと検査手数料を準備して会場までお越し下さい。ただし、使用方法によっては検査義務が発生しない場合や、購入直後のはかりにあっては初回の定期検査が免除される場合があります。

**Q**：今まで定期検査を受けていましたが、商売をやめることになりました。何か手続きが必要ですか。

**A**：計量法上の規定に定める手続きは特にありません。ただし、電話などでご連絡をいただきますと、次回の定期検査から、通知はがきの発送をとりやめます。

### 不合格になったはかりの取り扱いについて

**Q**：定期検査で不合格になるとどうなりますか。

**A**：検定証印等が除去され、不合格票が交付されます。不合格になったはかりは、取引又は証明における計量には使用できません。不合格票には不合格理由が記載されていますので、はかりを修理される場合等の参考にして下さい。

**Q**：不合格になったはかりを修理したいのですが、どうすればいいですか。

**A**：はかりの販売店（質量計の販売事業者）、質量計の修理事業者、質量計の製造事業者にお尋ね下さい。

**Q : 不合格になったばかりは、計量検定所で処分してくれますか。**

A : 計量検定所では、不合格になった計量器の処分は行っていません。

**Q : 不合格になったばかりを取引・証明行為に使用した場合、罰則がありますか。**

A : 不合格になったばかりは、検定証印等が除去されています。この場合、検定証印等のないばかりを取引又は証明に使用することになりますので、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（又は併科）に処せられることがあります（両罰規定）。

### 代検査について

**Q : 代検査を受検したいので計量士の連絡先を教えてください。**

A : 香川県に代検査を行う旨の届出をした計量士の連絡先を知りたい方は、お問い合わせ下さい。資料を送付します。

**Q : 「代検査は定期検査の実施期日前1年以内に実施すればよい」と聞きましたが、1年以内ならいつでもよいのですか。**

A : 代検査は、2年周期で行う定期検査に代わる検査です。したがって、「2年周期」かつ「定期検査の実施期日前1年以内」に行う必要があります。

### 他県からはかりを移設した場合について

**Q : 他県からはかりを移設しました。定期検査は必要ですか。**

A : 取引又は証明に使用するばかりには定期検査が必要です。

ただし、移設前に定期検査を受けて合格している場合において、移設後の定期検査の実施期日が、合格シールに表示された年月の翌月から起算して1年を経過していないときは定期検査が免除されます。

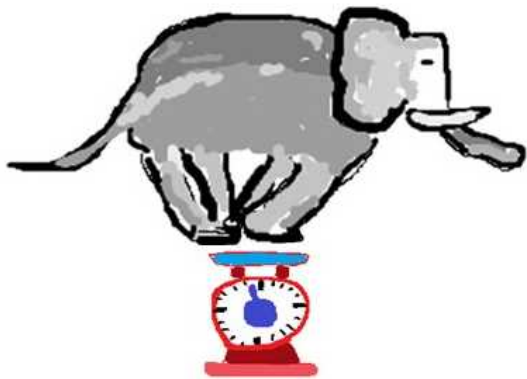
また、定期検査の合格シールが貼布されていない場合でも、証印年月の翌月から起算して1年を経過していないときは定期検査が免除されます。



## はかりの正しい使い方

はかりが正確でも、使い方を誤ると正しい値が表示されません。はかりを使うときは、次のような点に注意しましょう。

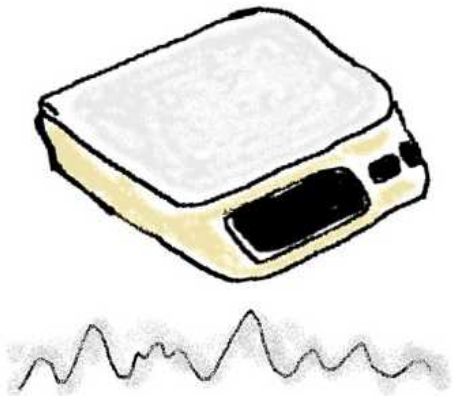
①計る用途に合ったはかりを選びましょう。



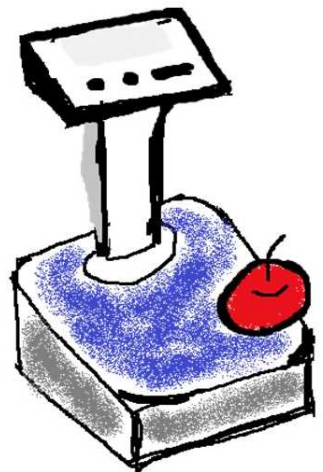
②湿気や風の影響を受けないところで計りましょう。



③台は揺れない頑丈なものを使用し、はかりが水平になるように調整しましょう。



④計る物は、はかりの中央に置きましょう。



## 香川県計量検定所

住所：〒761-8031

高松市郷東町 587-1

TEL:087-881-2517

FAX:087-881-1370

e-mail:kagawa-keiryoku@pref.kagawa.lg.jp

HP:<https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiryoku/>